

発能美農林第523号  
令和7年1月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能美市長 井出敏朗

市町村名 (市町村コード)	能美市 (17211)
地域名 (地域内農業集落名)	寺井地区2 (寺井町、牛島町、佐野町、湯谷町、石子町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻作を主として、麦・大豆・たまねぎ等の生産が行われている。
- ・担い手への集約は進んでいるものの、生産組合の体制維持が課題。
- ・牛島町・佐野町においては、離農予定者の耕作面積を引き継ぐ担い手を集落内で調整を行う。
- ・寺井町・湯谷町・石子町は、後継者がいるため現状維持。
- ・寺井町は農地面積が狭く、草刈り等の管理が大変。
- ・長期的には、作業効率を上げるために一部の田を合筆できるよう、地権者との調整が課題。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・優良農地が広がっているため水稻を中心とした農業を維持し、麦・大豆・たまねぎ等の生産を行う。
- ・担い手への集約化を進めていくが、有機農業を行っている農地については交換等を行わず現状を維持。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	220.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	189.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積・集約化の方針

大規模農家や意欲ある認定農業者がある程度存在するため、集落の話し合いにより集約化を進める。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

大規模農家はすでに活用している。利用権設定期間が終了する際に順次切り替えていく。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

寺井町の一部で用排水路が老朽化しており改修について今後検討する。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

意欲ある農家が多く、後継者も育成されているため、このエリア内での新規参入は難しい。  
今後高齢化によって離農する農家がでた場合、地域の担い手となる農家と協議しながら決めていく。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】